

長崎空港における外国往来機と陸地との交通場所等を指定する公示

(昭54. 9. 11 公示)

(昭57. 9. 29 変更)

(平10. 7. 22 変更)

(平11. 11. 15 変更)

1 外国往来機と陸地との間の交通場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
長 崎 空 港	<p>(出 国) 長崎空港国際線旅客ターミナルビル2階税関出国検査場、出国審査ブース、出国待合室を通りNO.9の固定橋を経てスポットNO.9及びNO.10に駐機する外国往来機に至る道路</p> <p>(入 国) スポットNO.9及びNO.10に駐機する外国往来機からNO.9の固定橋を通り長崎空港国際線旅客ターミナルビル2階入国審査ブースを経て1階税関入国検査場に至る通路</p> <p>長崎空港国際線旅客ターミナルビル到着便荷捌場前面通路及び同空港国内線旅客ターミナルビル出発便荷捌場（国際線ターミナルビルに隣接する国際線出発便専用荷捌場）前面通路</p>	長崎県大村市箕島町 593 番地 長崎空港内	<p>出国する旅客及び乗組員並びに関係航空会社の業務に従事する者が交通する場合に限る。</p> <p>入国する旅客及び乗組員並びに関係航空会社の業務に従事する者が交通する場合に限る。</p> <p>機用品、携帯品、その他の貨物の積卸と航空機の整備等の業務に従事する者が交通する場合に限る。</p>

2 貨物の積卸場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
長 崎 空 港	スポット NO.9 及びNO.10	長崎県大村市箕島町 593 番地 長崎空港内	